イ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）二〇MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

3　二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1)　二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)　二の搬送波が隣接する場合

ア　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

4　二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1)　二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)　二の搬送波が隣接する場合

ア　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

〇総務省告示第四百七十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項の規定に基づき、拡散符号速度が三・八四メガビットの符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局又は拡散符号速度が三・八四メガビットの時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備であって、複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同一の筐体に収められたものの空中線電力の許容偏差を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の陸上移動局の送信設備	八七	六二
七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合		
その他の周波数の電波を送信する場合	八七	五三
空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超える陸上移動局の送信設備	四八	七〇
七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合		
その他の周波数の電波を送信する場合	四八	六二

〇総務省告示第四百七十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合のものは、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差が、次の表の上欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。